

平成 29 年度 町の各種

町では、次のとおり各種補助金を取扱っています。該当になると思われるかたは、問合わせください。

□環 境

補助金の名称	説 明	問合せ先
住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金	住宅用太陽光発電システムを設置した町民。1kW当たり2万円(上限10万円)。	住民環境課 環境保全体係
雨水浸透桧設置費補助金	雨水浸透桧1基につき6,000円とし、1住宅あたり6万円を上限とする。	
ごみ減量化器具購入費助成金	購入費用の2分の1とし、3万円を上限度とする。(年に1基まで)	

□生 活

補助金の名称	説 明	問合せ先
先進安全自動車購入費補助	町が指定する先進安全自動車を自ら使用するために購入した65歳以上の町民に5万円補助	総務課 安全安心係
高齢者運転免許自主返納支援事業	70歳以上のかたで運転免許証を自主的に返納されるかたにタクシー利用券(500円×24枚)を交付します。	
乳幼児用補助装置購入費補助金	チャイルドシート購入時の費用を2分の1補助(上限1万5,000円)。	住民環境課 環境保全体係
犬および猫の避妊等手術費補助金	避妊手術 1頭につき犬1万円・猫8,000円 断種手術 1頭につき犬5,000円・猫3,000円 ※手術を受ける前に申請をしてください。	
火葬費用交付金	町に居住するかたの火葬費用に対し、交付金を支給する。12歳以上6万円、12歳未満4万円、死産児2万円を上限とし、支払った費用を支給する(火葬してから1年以内に申請するものとする)。	介護福祉課 福祉係
浄化槽設置整備事業費補助金	5人槽22万4,000円・6～7人槽28万8,000円・8～10人槽38万2,000円(下水道認可区域は除く)。*工事を開始する前に申請をしてください。	都市建設課 下水道係
単独浄化槽廃止転換費補助金	単独浄化槽や、し尿汲み取り槽から合併浄化槽に転換する場合に10万円を補助します(下水道認可区域は除く)。	
浄化槽(工口補助金)	単独浄化槽等から合併浄化槽に転換する場合にさらに10万円が上乗せされる県の補助金です(下水道認可区域は除く)。*申請は町へ提出してください。	
浄化槽廃止補助金	下水道に接続するために浄化槽を廃止する場合の補助(1件3万円)。	
水洗便所改造費補助金	生活扶助世帯のかたが下水道に接続するための工事費の補助(全額)。	
早期接続特別奨励金	新たに下水道供用開始された区域のかたで早期(1年以内)に接続する場合の補助(5万円)。	都市建設課 都市開発係
木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に在来軸組工法で建築された戸建て住宅または併用住宅に対して、無料で耐震診断者を派遣し、耐震診断を行います。ただし、耐震診断者の交通費1,000円の実費負担があります(随時受付 先着5件)。	
民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金	民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト等の含有調査を実施する場合、上限25万円までの補助金を交付します(随時受付 先着2件)。	
木造住宅耐震改修補助事業補助金	耐震診断の結果改修の必要があると診断された住宅の改修を実施する場合、上限80万円までの補助金を交付します(随時受付 先着1件)。	
住宅リフォーム補助金	町内に1年以上居住しているかたが、町内業者を利用して自宅の修繕等を行った場合にその経費の一部を補助。工事金額が20万円以上(消費税を除く)で、工事費の5%を補助(上限10万円まで)。	産業振興課 商工係

□商工業(資金貸付および補助金)

資金の名称	説 明	問合せ先
小口資金	事業用運転資金・設備資金(融資限度額1,250万円)の貸付。	産業振興課 商工係
中小企業設備近代化資金	中小企業対象の店舗増改築・近代化のための機械設備・公害防止設備資金(融資限度額500万円)の貸付。保証料の2分の1および利子の3分の1を町が補助。	
勤労者生活資金	医療費・冠婚葬祭費・教育費・耐久消費財購入費等(融資限度額100万円)の資金貸付。	
ぐんま新技術・新製品開発推進補助金	中小企業の新製品・新商品の考案および開発事業に要する経費への補助(補助限度額80万円)。	

□教 育

補助金の名称	説 明	問合せ先
平和研修事業補助金	広島・長崎・沖縄の平和施設への研修が計画されている場合、町内在住の小学生(2万円以内)、中学生・高校生(4万円以内)を補助(終了後報告書提出あり)。	学校教育課 総務係

補助金等のお知らせ

□福 祉

補助金の名称	説 明	問合せ先
不妊治療費助成事業(一般不妊治療費)	医師の診断を受けた不妊治療で、特定不妊治療(体外受精等)を除く検査費および治療費、薬剤投与費(男性不妊も含む)の自己負担額の2分の1を補助するもの(1年度上限10万円) 要保健指導(役場保健師)。	健康づくり課 健康づくり係
不妊治療費助成事業(特定不妊治療費)	特定不妊治療費(体外受精および顕微授精)の医療保険適用外の検査費および診療費の自己負担額の2分の1を補助するもの(1年度上限15万円) 要保健指導(役場保健師)。	
不育症治療費助成事業	医師の診断を受けた不育症治療で自己負担額の2分の1を補助するもの(1年度上限30万円) 要保健指導。	
妊婦健康診査支援事業	町に妊娠届書を提出したかたを対象に妊婦健康診査受診票を交付する(14回分)。	
子どものインフルエンザ予防接種費用助成	1歳～15歳(中学生)の子どもがインフルエンザ予防接種を受けた場合、1回につき費用の2分の1(上限額2,000円)を助成する。	
風しん予防接種費(任意)助成	先天性風しん症候群の発生予防のため、次のいずれかに該当する町民 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の配偶者③妊婦の配偶者。 風しん単独ワクチン(1件3,000円)、麻しん風しん混合ワクチン(1件5,000円)	健康づくり課 年金係
骨髄移植ドナー助成事業	公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄・抹消血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄・抹消血幹細胞の提供を行ったかた。または最終同意後に骨髄等の提供が中止になったかたの提供に係る通院、入院または面談の日数に2万円を乗じた額(1回の提供につき14万円を限度)を助成するもの。	
後期高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費の一部助成	明和町に住民登録のある75歳以上(接種当日)のかたで、肺炎球菌予防接種を受けた場合、接種費用の一部(2,000円)を助成します。ただし、過去に肺炎球菌予防接種を受けたかたは除く。	
人間ドック等検診費助成金	国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者が、人間ドックを受診した場合、日帰り1万5,000円、1泊2日3万円、脳ドック単独1万5,000円、日帰り+脳ドック3万円を上限に助成(ただし、特定健康診査等を受けたかたや国民健康保険税もしくは後期高齢者医療保険料を滞納している場合は除く)。	
出産祝金支給事業	出産前に、1年以上町に居住し、かつ町税を滞納していないかた。また、出産時に1年に満たないかたでも、町民となって1年を経過すれば申請可。それぞれ60日以内の申請が必要(第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円)をそれぞれ3回(出生時、3歳、6歳)に分けて支給。	
ひとり親家庭等の児童の入進学等支度金	ひとり親家庭等の児童の入進学時等に支度金を支給。こども園(町外の幼稚園・保育園含む。再入園は除く)入園時1万円。小学校入学時1万2,000円。中学校進学時1万5,000円。中学校卒業時2万円。	介護福祉課 福祉係
交通遺児手当	町に居住する義務教育終了前の児童で、交通遺児となったかたに(4・7・10・1月の4回支給。乳幼児1,500円・小学生2,500円・中学生3,000円)いずれも月額)支給します。	
福祉タクシー利用料金助成事業	身体障害者手帳の1級2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けているかた、70歳以上のみの世帯、70歳以上のかたと65歳以上のかたで構成する2人暮らし世帯、母子家庭世帯等で車のないかたを対象に基本料金分を補助。	
特定医療費(指定難病)等受給者見舞金支給事業	在宅で生活される特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちのかた、人工肛門装置患者、人工透析療法対象者。月額3,000円。	
在宅重度心身障害者(児)見舞金支給事業	在宅で生活される重度心身障害者(身体障害者手帳1級および療育手帳A重、A1、A2)。*介護保険法の施設入所者、障害者総合支援法の施設入所者は該当になりません。年間2万円。	
難聴児補聴器購入支援事業	軽・中度の難聴児童に対し、購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援します。補聴器購入費用または基準額のいずれか低い額の3分の2を補助。	介護福祉課 係
高齢者住宅改造補修費補助	65歳以上の高齢者のみの世帯で(非課税世帯)バリアフリー化に係る住宅改造補修費補助(上限50万円)。	
重度身体障害者(児)住宅改造費補助金	身体障害者手帳の上肢障害1・2級、下肢・体幹機能障害1・2級(重複可)、視覚障害1級の障害者、障害児がいる世帯が玄関、台所等を改造するための費用について、改造費の6分の5(50万円まで)を補助します。ただし、町民税(所得割)額が16万円未満の世帯が対象です。	
介護用車両購入費用等補助金	身体障害者の下肢障害1・2級、体幹障害1・2級、下肢・体幹機能障害1・2級(重複可)のかたを同乗させて外出するときに使用する車いす仕様などの介護用車両について、一部(上限10万円)を補助します。	介護福祉課 係
介護慰労金支給事業	町在住で身体、精神上的の障害のため在宅の要介護4または5相当の高齢者を1年以上継続して介護している65歳以上のかたを対象に支給(一人当たり年8万円または10万円)。	

□まちづくり

補助金の名称	説 明	問合せ先
元気な華の里づくり支援事業助成金	町内の団体等が自主的に行うまちづくりを支援。スタート部門…まちづくり団体の設立に対する助成(助成限度額20万円)。チャレンジ部門…具体的なまちづくり事業実施に係る助成(助成限度額100万円)。	企画財政課